
日本霊長類学会 霊長類保護委員会

ニューズレター

目次

1	「大型類人猿の保護と利用ーチンパンジーの実験利用を中心にー」	1
1.1	開催主旨	1
1.2	わが国の肝炎に対するチンパンジー実験	2
1.3	欧米におけるチンパンジーの実験利用の現状	3
1.4	大型類人猿の保護と利用 チンパンジーの実験利用を中心に	4
1.5	大型類人猿の保護と実験的研究の関わり	6
1.6	自由集会のまとめ	8
2	和歌山タイワンザル問題への取り組み	9
3	オランウータンの密輸事件	10
4	第八次鳥獣保護計画改訂への意見書	11
5	霊長類保護関連物品販売および寄付金の決算報告	13

1 「大型類人猿の保護と利用ーチンパンジーの実験利用を中心にー」

1.1 開催主旨

和秀雄・大沢秀行

さまざまな研究分野の会員によって構成される日本霊長類学会の宿命であろうが、医学・生物学分野におけるサル類の実験利用に関しては、発足当初から、学会内部でさまざまな議論があり、それは、現在に至るも続けられている。

とくに、大型類人猿に関しては、松沢哲郎会員から日本霊長類学会理事会に対して、「SAGA symposium で採択予定の『大型類人猿の研究・飼育・自然保護に関する提言』に日本霊長類学会も賛同してほしい」という申し入れがなされたことを契機に、議論が大きく盛り上がってきた。

1998年9月26日に開催された日本霊長類学会理事会においては、

1. 野生の大型類人猿とその生息域を保全する。
2. 飼育下の大型類人猿の「生活の質 (QOL)」を向上させる。
3. 大型類人猿を侵襲的な研究の対象にせず、人間理解を深める研究を推進する。

の3項目からなるこの「提言」の内容と本学会の対応について議論した結果、第3の項目については、現時点での会員間の異なる意見の調整は困難であろうことが指摘された。したがって、理事会としては、現時点において「提言」に対する賛否の態度を表明することはできず、今後、保護委員会を中心に、会員相互の理解を得て大勢が納得できる線を模索すべきであるとの結論に達した。

その後、本学会内の霊長類医科学研究会のメンバー諸氏から、「侵襲的研究とはどのような範囲をいうのか?」「なぜ大型類人猿に限定されるのか?」「今は大型類人猿の問題であるが、いずれマカカ属などすべての実験用サル類の問題に

なるのではないか?」などの疑問がだされ、立場の違いによる「対立」が生じることも危惧されるに至った。また、この問題を重視した同研究会は、日本霊長類学会第15回大会(宮崎)において自由集会を開催して討議することを企画した。

先の理事会決定にしたがって、この問題に関するシンポジウムを企画していた保護担当理事としては、同一大会内で同様の趣旨の「集会」が別々に開催されることは奇異であること、および、この問題は特定の研究分野の問題ではなく学会全体の問題であることなどの理由から、霊長類医科学研究会と話し合った結果、両者の意見を調整しながら、保護委員会主催のシンポジウムとすることで了解に達した。

以上の経過を経て、本シンポジウムは、同じ学会の会員が相互に理解し得ないまま「対立」的な関係になるのではなく、双方の立場からの意見をもとに討論し、双方の立場に対する理解を深めることを目的に開催されたものであった。

当初企画されたプログラムは以下のようであった。

1. 保護担当理事 趣旨説明
2. 鈴木宏 「肝炎研究においてチンパンジーが果たした役割」
3. 早坂郁夫 「欧米におけるチンパンジーの実験利用の現状」
4. 松沢哲郎 「動物福祉と「心理的幸福」の視点：大型類人猿の実験的利用における制約を考える」
5. 山極寿一 「野生保全と実験的研究の関わり：大型類人猿の場合」
6. 総合討論

日本霊長類学会そのものにとって重要な意味をもつ問題として、宮崎大会参加者に対しては当日の記憶を新たにしてもらうために、また、大会に参加できなかった会員諸氏に対しては本シンポジウムの趣旨を理解してもらうために、当日の記録を兼ねて、それぞれの演者による講

演の要旨を以下に掲載することにした。講演要旨のタイトルはプログラムとは相違している。

当日の講演時間が必ずしも十分とはいえなかったし、さらにその「要旨」では十分な理解は得られないかもしれないが、今後の議論の材料になることを期待するものである。

1.2 わが国の肝炎に対するチンパンジー実験

鈴木宏 (山梨医科大学)

ウィルス肝炎には経口感染する伝染性肝炎と血液感染する血清肝炎の2種類があり、最近の研究の進歩により、前者にA型とE型、後者にB型とC型の肝炎ウィルスが認められている。A型およびE型肝炎ウィルスはマーマセツトなどのサル類に感染が成立するとともに、細胞培養にも成功しており、これに対する不活化ワクチンも作成されている。一方、B型及びC型肝炎ウィルスは現在でも細胞培養に成功しておらず、実験動物としてはチンパンジーがあるだけである。

B型肝炎ウィルス(HBV)の研究はBlumbergら(1965)のオーストラリア抗原(HBs抗原)の発見により急速な進歩を遂げた。HBVキャリアの血中のHBs抗原粒子がHBワクチンの原材料となることが明らかになり、ヒトの血液を用いることから、自前のHBワクチンの作成が必要となった。このため、わが国でも、科学技術庁から1年間、厚生省から5年間の研究助成を受けて、HBワクチンの作成が行われた。この際、HBV感染材料の感染価の決定及びHBワクチンの安全性および効果の評価にチンパンジー実験が必要であることが決定され、シェオラレーオネから輸入することになった。当時ワシントン条約の発効を間近に控え、輸入が懸念されたが、国王の好意により、輸入することができた。HBワクチン研究用として研究班が輸入したのは34頭(現在20頭が生存中)である。なお、当時非A非B型肝炎(現在のC型肝炎)の研

究のためを含めて、研究班以外に約50頭が輸入された。

感染価決定のための接種実験では、感染価と潜伏期は逆相関すること、またHBe抗原陽性血清はHBe抗体陽性の血清に比べ 10^6 以上感染価が高いことが明らかにされた。また、研究班で作成されたHBワクチンの安全性及び有効性が確認されるとともに、HBワクチン投与例ではHBs抗原陽性患者の血漿を静注しても、感染が成立しないことが明らかにされた。この成績に基づいて、わが国ではHBワクチンの臨床治療はHBs抗体価の上昇だけで承認された。米国では二重盲検法による有効性の比較試験が行われている。なお、血漿由来HBワクチンの市販後、数年を経ずして、遺伝子工学によるrecombinant HBワクチンが開発され、現在ではこれが主流となっている。

C型肝炎ウィルス(HCV)探しは日本を含めて、全世界で行われたが、1987年、HoughtonらがC100-3抗体の発表によって診断法が確立したが、現在まだ分離・同定には成功していない。また、Houghtonらの研究はCDCのBradleyらが行ったチンパンジー感染実験のチンパンジー血清を用いたものである。わが国でも非B型肝炎後肝炎の患者血清を用いたチンパンジー感染実験が行われ、自治医大グループは免疫学的に交叉しない2種類の肝炎ウィルスの存在を認め、NS-1、NS-2として報告しているが、NS-1がHCVに一致すること、NS-2が後述のTTV

に一致することが明らかになっている。また、現在これらの感染実験により7頭のHCVキャリア・チンパンジーが存在しており、今後C型肝炎治療薬の開発に貢献することが期待されている。

現在新しく発見された肝炎ウィルスと考えられるGBV-C/HGV及びTTVについて感染実験が続行中である。

肝炎研究のために無制限にチンパンジーが輸入されたため、約100頭の大量のチンパンジーが輸入されたことについては反省すべき点が多々ある。また、研究終了後のチンパンジーの対応に大きな問題があったが、三和化学研究所の好

意により熊本県三角に熊本霊長類パークが建設され、55頭が引き取られた。現在、同所で繁殖されたものを含めて122頭が飼育されており、これはわが国のチンパンジーの4分の1以上に相当している。

希少動物であるチンパンジーのわが国での唯一のコロニーを私企業にまかせておいて良いのかが大きな問題である。米国では各コロニーの維持運営について、公的な専門委員会に指導的権限を与えるとともに、NIHからチンパンジー1頭について約1万ドルの補助が与えられている。わが国でもこのような機構の設立が必要であり、その為に努力して行きたいと考えている。

1.3 欧米におけるチンパンジーの実験利用の現状

早坂郁夫（三和化学研究所・熊本霊長類パーク）

海外において、80頭以上のチンパンジーを有している大コロニーは、アメリカにおいて6施設、オランダにおいて1施設、ガボンにおいて1施設存在している。これらの8施設のうち7施設について、チンパンジーの利用状況を調査したので紹介する（6施設は視察調査、1施設はインターネットによる調査）。

調査した7施設のいずれも、チンパンジーを主に医学研究に利用している。具体的には、ウイルス性肝炎、エイズ、ウイルス性小児呼吸器疾患、マラリアなどの新興・再興感染症に相当数のチンパンジーが使われている。1996年現在アメリカにおいて、ウイルス性肝炎の研究に107頭、エイズの研究に110頭、両者の研究に88頭、合計305頭が使われている。また、クロイツフェルトヤコブ病、マラリアの研究などに57頭用いられている。つぎに多い研究領域として、医薬品の安全性試験、薬効試験、薬物動態試験があげられる。その他行動、学習などの研究にも、チンパンジーが用いられている。各施設とも、チンパンジー以外にもサル、ヒヒなどの霊長類、あるいはマウス、ラットなどの齧歯

類を1,000匹レベルで保有している。このことは、医学研究でいろいろな動物が必要であり、チンパンジーもそのうちの1動物として位置付けられていることを示している。

NIHは1994年にチンパンジーの将来戦略を立てるための専門家による委員会を作り、1997年にその報告書を公表している（Committee on Long-Term Care of Chimpanzees, Chimpanzees in Research Strategies for Their Ethical Care, Management, and Use. National Academy Press, Washington D.C.,1997）。それによると、チンパンジーは将来においても医学研究で必要であり、1,000頭は研究資源とみなし国による維持管理の必要性を述べている。特に、将来に起こり得る新興感染症に向けた備蓄的対応として、260頭を確保するよう提言されていることは、アメリカの底力を感じる。

海外におけるチンパンジーコロニーの施設は、医学研究を中心におこなっているが、チンパンジーは動物愛護の高まりと膨大な維持コストより、できる限り使用頭数を少なくするよう配慮している。例えば、研究の順番として、まず

医薬品の評価研究に使い、つぎにウイルス性小児呼吸器疾患、インフルエンザなどの軽い感染症、さらにウイルス性肝炎、エイズなどの重い感染症に用い、最終的にはリタイアさせる。なお、アメリカにおいてサンクチュアリの運動が高まっているが、チンパンジーを医科学研究に使わないようにするためではなく、研究施設での高コスト飼育を避け、研究に使われなくなったチンパンジーを低コストのサンクチュアリ施設で余生を送らせるという発想からはじまっている。

医科学研究を行うにあたっては、他の動物に比較して高度の実験倫理に基づいて実施されている。獣医師、研究者、一般の方からなる実験審査委員会によって、審査が行われている。委員会では、チンパンジーでしかできない研究であること、チンパンジーに毒性が出ないか否か、チンパンジーに対する安全性などが検討されている。

各施設とも飼育環境の整備が行われている。環境要因として、屋内外の広い飼育スペース、社会性を育むチンパンジー同士のコミュニケーション、遊具などのエンリッチメント、ストレスの最小化、キャリアの分離が考慮されている。施設によって研究領域に特徴があること、歴史的背景に違いがあることより飼育施設毎に差異

があるものの、各施設とも上記要因を配慮して順次改善されている。

チンパンジーは安楽死できないこと、長寿命(40～50才)であることより、維持コストが非常に高くなっている。このため、海外のチンパンジーコロニー施設には何らかの公的資金が援助されている。アメリカにおいては、NIHがチンパンジー1,000頭の飼育費として毎年730万ドルを拠出している。C型肝炎の実験を行う場合の費用の事例を示すと、チンパンジー1頭の飼育費40万ドル(寿命40年と仮定)はNIHが負担している。研究者が1頭を借りて3年間実験する場合、レンタル料として3万5千ドルを支払い、さらにHCVキャリアの場合は余生のリタイア料として2万5千ドルを支払う。NIHの飼育の補助があるため、研究者は動物を買った場合に比べて非常に安い費用で実験が行えるシステムになっている。

チンパンジーは遺伝学的に人に最も近い動物であるため、医科学研究への使用の是非めぐり研究者間でも意見が別れている。海外の大チンパンジーコロニーを見る限り、チンパンジーは過去、現在とも医科学研究に利用され、将来においても医科学研究に必須の動物であると想定される。

1.4 大型類人猿の保護と利用 チンパンジーの実験利用を中心に

松沢哲郎(京都大学霊長類研究所)

1998年11月に、大型類人猿の保護と福祉に関心を持つ人々が語らって「サガ」と呼ぶ集いを呼びかけた。SAGAは「アフリカ・アジアに生きる大型類人猿を支援する集い(Support for African/Asian Great Apes)」の英文略称である。野生チンパンジー研究で高名なジェーン・グドールさんと、オランダのアーネム・コロニーの創設者であるヤン・ファンホーフさんのお二人を招待講演者としてお招きした。「大型類人猿

の研究・飼育・自然保護」がテーマの集会である。ただし、いわゆる学会ではない。研究者だけでなく、動物園関係者、自然保護活動に携わる方々、関係官庁や自然保護機関に属する人々、メディア関係者、そして大型類人猿に関心をもつ一般の方々からなる自由な集いである。幸いたくさんの方々が参加して下さって盛会だった。研究成果は、日本霊長類学会のご好意により1999年10月に「霊長類研究」の15巻2号の「サガ

特集号」として刊行された。その「あとがき」に、サガの集いの詳細を報告してある。また、岩波書店「科学」の特集号として、1999年4月号で、「人間成立以前のすがた：霊長類学は今」と題して、大型類人猿の研究を中心にした一連の研究の現況を報告した。

サガの集いが契機となって、二つのことが前に進んだと思う。第1に、大型類人猿の研究者だけでなく関係者が一同に集う場ができた。一年に一度では足りないので、せめて半年に一度、関係者が集うことを願った。その結果、日本霊長類学会の自然保護担当理事のご尽力と、日本霊長類学会・宮崎大会（大会委員長：岩本俊孝）のご厚意により、大型類人猿の保護と利用に関するシンポジウムの開催の運びとなったしだいである。第2に大型類人猿の実験利用について、何らかの規制をおこなうべく、日本霊長類学会ならびに京都大学霊長類研究所で、ガイドラインの見直しなどを含む作業が始まったことである。

日本には、1999年現在、約390個体のチンパンジーが保有されている。ゴリラとオランウータンもいるが、それらはすべて動物園で飼育されている。チンパンジーの場合、動物園等ではむしろ展示動物として飼育されているものが約240個体で、そのほかは実験動物である。京都大学霊長類研究所に1群11個体のチンパンジーが飼育されており、多様な研究があるが、主に言語・認知機能の研究の対象となっている。残る約140個体が、3つの医薬品関係会社等の所有になっている。三和化学の熊本霊長類センターが最大のもので、100個体を越えるチンパンジーを保有している。これらは、1980年代にさかんにおこわれたB型肝炎研究の対象個体か、その子孫である。そうして実験に供された個体のリタイアメント・コミュニティとして期待されて発足した施設だが、C型、その他の肝炎や、遺伝子治療のベクターの安全性テストなどへの供与の期待もある。こうしたいわゆる医学実験用のチンパンジーの保持に国がどのように関与していくか、実験利用をどのように規制するか

という問題は焦眉の急と言える。

アメリカ霊長類学会の公式英文誌「American Journal of Primatology」の創設者であり、初代の編集長だったジョー・アーウィンによれば、1999年現在、アメリカが保有する大型類人猿3属4種は、合計して2,705個体にのぼるという。しかもそのうちの約6割にあたる1,603個体が、医学実験用のチンパンジーであり、肝炎やエイズの研究に一部使われている。こうしたチンパンジーの研究利用について、アメリカではNIHが主導して委員会を作り、将来目標と規制をおこなっている。その要点は3つある。1) NIHが主導した委員会が審議した国の方針のもとに医学実験用チンパンジーを統括する。2) 保有数の将来目標を1,000個体とし、現状からの削減のためにモラトリアム（繁殖停止）を実施する。3) 実験終了後の、あるいはチンパンジーの個体数を統御する手段としての、「安楽死」は認めない。1997年にNIHから刊行された報告書によると、甲論乙駁があったようだが、とりあえず国としての方針が、チンパンジーの医学実験利用について定められている。それが日本の現状にはまだない。

ニュージーランドという、大型類人猿の実験利用とはほど遠い国から、新しい動きがあった。1999年2月に国会に上程された新しい「動物福祉法」案が10月に可決成立したという。この法案の画期的なところは、大型類人猿を「ヒト以外の人類 (nonhuman hominids)」と規定し、逆にいえば「ヒトは5つの人類のうちの1種である」と規定し、ヒトの子供や介護を必要とする障害者と同等の基本的人権をかれらに認めたことである。主にチンパンジーの野外ならびに実験室での研究の成果から、言語、道具、文化、記憶能力といった側面でも、ヒトとチンパンジーのあいだの溝が急速に埋まりつつある。遺伝子のレベルでの解析も進んでその近縁性を裏付けている。脳の司る認知機能で見ると、道具やシンボルの使用、自他の理解など、チンパンジーをはじめとする大型類人猿とヒトとのあいだに

大きな質的な差はなく、小型類人猿やマカクと類人猿との間に脳機能の面での大きな質的な差があることがわかってきた。ニュージーランドの新法は、こうした事実を根拠として、大型類人猿に法的根拠を与えた。日本でもアマミノクロウサギを原告とする訴訟が起こされたが、原告としての要件を満たしていないという理由で裁判所から門前払いをされた。ニュージーランドの新法は、ヒトの子供や障害者と同等に、代理人を立てての訴訟を認めている。ヒト以外の動物にこうした法的権利を認めたという意味で画期的な出来事といえるだろう。もちろんこうした立法にはニュージーランドの国情が関与している。ニュージーランドが保有する大型類人猿は約20個体で、医学実験用に供されているものはいない。したがって立法しても「実害」が無い。逆に、ヒト以外の動物にまで生きる権利を法的に認めることが、動物福祉やひいては人権や環境問題に感受性の高い国としてのイメージアップにつながるからである。その波及効果については、今後、注目していく必要があるだろう。

1999年11月に、第2回のサガ・シンポジウムが開催された。京都大学霊長類研究所の主催するCOE国際シンポジウム「類人猿の進化と人類の成立」(代表:竹中修)のサテライトとして開催された。野生オランウータンの研究者ブルーテ・ガルディカスをはじめ、類人猿研究のエキスパート22名が外国から招待された。SAGAとCOEの5日間の会議中、主にそのビジネス・

ミーティングにおいて、サガが提言した以下の3項目について激しい議論がかわされた。

1. 野生の大型類人猿とその生息環境を保全する。
2. 飼育下の大型類人猿の「生活の質 QOL」を高める。
3. 大型類人猿を侵襲的な研究の対象とせず、非侵襲的な手法により人間理解を深めるような研究を推進する。

ここにおいて、侵襲的とは、正常な機能を不可逆的に損なうような操作のことを言う。簡単に言えば、法律によってあるいは倫理上の理由からヒトで行ってはならない操作は、これを大型類人猿に加えてはならないということである。

1998年、1999年と2年にわたって続いたサガ・シンポジウムの成果として、上記の「サガの3原則」はチンパンジーをはじめとする大型類人猿の研究者から広範な賛同を得ることができた。同意書の輪はその外にも広がりつつある。大型類人猿の実験利用をめぐる議論は、野生種の生息域が破壊され、「絶滅の危機に瀕した種」であることを背景に、今さかんに燃え上がろうとしている。そのためには、1) 立場を越えた真摯な議論、2) 実験利用に関するグローバル・スタンダード(国際基準)の確立、そして、3) 日本の大型類人猿の全体を目配りをするような具体的な将来展望とその実現に向けた取り組み、が必要だろう。

1.5 大型類人猿の保護と実験的研究の関わり

山極寿一(京都大学大学院理学研究科)

類人猿を保護することと、実験を通して利用しようとすることは一見とても相容れないように見える。しかし、その方法を吟味し、類人猿の生命を尊重して接すれば、実験的研究が絶滅の危機に瀕している彼らを救うこともあると私

は思う。ただし、そのためには実験的研究も野外研究も一致した「類人猿観」に立つ必要がある。それが果たして可能だろうか。

類人猿の保護を考えると、自然の管理と保護に関する4つの考え方が参考になる(森岡、

1999)。保護には保全 (Conservation) と保存 (Preservation) という概念がある。保全には二つの考え方があって、1. 自然は人間のためにあり、人間の最適な利用をはかるために自然を効率よく管理すべき、2. 自然の多様性を保持することは結局は人間のためになるが、放置しておく人間に悪影響を与えるので適切な管理が必要だ、というものである。どちらも人間のために自然を守るという考え方だが、2 は現在の管理技術が完全ではないとし、むやみに人為を介入させることには否定的な意見が多い。

保存にも二つの考え方があって、3. 自然は人間のためだけに存在するのではないが、人間と共存するためには手を加える必要がある、4. 人間は自らの生命を守る時以外は他の生命をむやみに脅かしてはならず、人間の手が全く入らない聖域も必要である、とする。これは人間のためにならなくても自然は守られるべきであるという考えであるが、3 はすでにバランスを崩している自然は人為の介入が必要であるとの立場をとる。とくに、人間が不当に汚染してしまった環境は人間の手によって元通りにすべきであると主張する点が、4 の人為の介入を全く否定する立場とは異なっている。

さて、この保全と保存の考え方は全く異なるように見えるが、結構折り合える内容を含んでおり、実行面では案外協力できるところがある。これを動物保護に当てはめてみると、動物園は2と3の考え方に立っていることが分かる。野生動物を衆人の視線に耐えるように馴致して管理・展示するのは2、絶滅の危機にある動物種を保護して繁殖させ、野生復帰をはかるのは3の考え方であると思われるからだ。この際、動物を捕獲して血液サンプルを採取したり、隔離して繁殖能力を知るための実験を行ったりする。これらの実験操作は動物に苦痛を与えない方法論上の規定を守っていれば、3の立場にある人でも納得して容認することができる。

野生の類人猿は、現在どこでも絶滅の危機にさらされている。したがって、彼らを保護して

いくには2から4の考え方に立つ必要がある。1の考え方に立っていないのは彼らの絶滅を防ぐことはできない。だから、人間のモデルとして人間のためだけに医学実験に供するのは自粛すべきだ。私たちはまず、この考え方を了解する必要がある。

野生類人猿の保護は、地元の人々の多大なる犠牲の上に成り立っている。国立公園を維持するために畑作や牧畜に好適な土地を放棄しなければならないし、保護区で得られる自然の恵みを得ることもあきらめねばならない。現時点で金銭的価値を算定することができない自然に手を入れずに、ただそのままに次世代へ残そうとするこれらの人々の抑制に対してわれわれはどうやって報いることができるのだろうか。

類人猿を捕獲して海外へ売れば大金が手に入る。しかも、その類人猿を用いて新薬を開発すれば多くの人間が助かるかも知れない。そのお金を地元の発展に使えば一挙両得ではないかという意見があるかも知れない。しかし、多くの人々が先を争って類人猿狩りをすればすぐ彼らは絶滅してしまうし、その金が公平に地元に着くことはないだろう。先進国で類人猿を用いて開発した新薬は、高額なために決して地元に戻って回ってくることはない。アフリカの類人猿生息地でこれは実際起っていることである。人々はエイズの新薬を手に入れられるどころか、マラリアの薬さえ買えずに苦しんでいるのである。

こうした人々の犠牲に対して、われわれも大きな抑制をもって応えねばならない、と私は思う。現地で類人猿の保護を唱え、日本では人間のために類人猿の利用を促進するというのはあまりにも矛盾したやり方ではないだろうか。野生の類人類にはなるべく人為の影響を及ぼさないようにして、人間と共存できる方法を模索する。そして、飼育下で暮らす類人猿たちにもなるべく野生と同じような暮らしをさせ、なるべく苦痛を与えないような実験手法を通して学ぶ。類人猿には侵襲的な実験は行わないということを知り、それを了解すべきである。そして、その目的は人間

のためだけではなく彼らのためにもなり、彼らの保護を促進させ、人間との共存に貢献できるようなものであることが望ましい。

1970年代からはじまった世界保全戦略は、国連の人間環境会議で「持続的な開発」という概念を生みだし、ユネスコ総会で「世界遺産条約」を提唱するに至った。人間と自然環境との関わりを歴史性と未来への時間尺度を入れて、現代の世代の責任や倫理的な統制の必要性を主張し始めたのである。もはや自然と人間のどちらかを特権的に守ることは意味をなさない時代になった。

類人猿の生息地では、保護と地元の発展を両立させるためにエコ・ツーリズムを促進するところが多くなった。私が長年研究してきたゴリラも古くからその主役となってきた。ゴリラのエコ・ツアーは1955年にウガンダで開始されて以来、ルワンダ、ザイール、コンゴ、ガボンで行われるようになり、多大な外貨収入をもたらしている地域もある。運用上のさまざまな問題点も指摘されているが、観光客と地元の人々が同じルールで野生の類人猿に接し、彼らを保護する価値を再認識することは重要である（山極、1994）。動物園も実験室の研究もこの一致

点から出発しなければならない。類人猿たちの存在価値は何よりも彼らがこれまで暮らしてきた自然との付き合いの中にあるからだ。

オランウータン、ゴリラ、チンパンジー、ボノボといった絶滅の危機に瀕している類人猿たちが自然との歴史性を失わずに生き残っていくには、人間の介入や技術による救済措置が必要であろう。そして、そのためには人間の利益よりも彼らの生存を優先させる必要がある。それをどう推進していくかは、類人猿を最もよく知っているはずの私たちの手に委ねられているのである。私たちは一致した理念を持って手を組まねばならない。SAGAがそれをつくる場となれば幸いである。

参考文献

森岡正博、1999. 自然を保護することと人間を保護すること-「保全」と「保存」の四つの領域。

鬼頭秀一編、1999年『講座人間と環境 12. 環境の豊かさを求めて』昭和堂、pp. 31-53.

山極寿一、1994. マウンテンゴリラと東ローランドゴリラの現状と保護. 霊長類研究 10: 347-362.

1.6 自由集会のまとめ

もともと本シンポジウムの企画者は、この1回の討議によって、将来の方向を決定づける結論をだすことを期待していたわけではない。分野によって立場が著しく異なるであろう会員相互が、短時間の話し合いによって簡単に歩みよめることは困難であろうと考えていたからである。したがって、本シンポジウムは、第1ステップとして、立場が異なる会員が相互に理解を深めあうことを最大の目的にしていた。そのような意味では、4人の演者による講演内容は、それぞれの分野を理解するための基本的な内容を含んでおり、有益な点が多かったと思われる。しか

和秀雄・大沢秀行

し、この内容でのシンポジウムは初めての試みであり、議論がかみ合わない部分があったことも事実である。この点で不満を感じた会員がいたであろうことは想像に難くない。この点に関していえば、企画の段階では、「総合討論」の時間を設定して、かみ合わない部分の「ずれ」についての調整を行う予定であった。しかし、全体の時間が少なかったことに加えて、講演時間がかかなり総合討論の時間帯にくいこんだため、事実上「総合討論」の時間はとれなかったというのが実情である。

本シンポジウムにおいて、相互の主張が多少

とも理解されたことは間違いないとしても、討議の継続がなければ事態は進展しないであろうから、今回得られた共通認識を前提にしたなんらかの動きを継続していく必要がある。

本シンポジウムで得られた共通認識の一つは、かつてのような「人類のために」という大義名分による野生動物の捕獲は否定されるべきであり、たとえ飼育下であっても大型類人猿を安易に実験に利用すべきではないという点である。保護の立場にたつ松沢氏と山極氏は当然であるが、実際に利用した経験をもつ鈴木氏も、欧米の利用の現状について講演した早坂氏も、この点に関しては見解の一致が見られた。第2の共通認識は、「実験利用」がすべて全面的に否定されたのではないという点である。鈴木氏と早坂

氏はもちろんであるが、松沢氏と山極氏も「すべての実験利用を否定するものではない」という立場を明確に表明していた。

この問題に対する今後の取り組みを考える場合、次の段階として、これらの二つの共通認識を前提にしたテーマによる議論の場を設定することが必要であり、また、それはできそうである。たとえば「大型類人猿の実験利用のガイドライン」というテーマは、上記の共通認識と矛盾しないし、ガイドラインづくりの検討のなかで、「侵襲的実験とは?」「なぜ大型類人猿か?」というような疑問を含めたより実質的な議論が期待でき、今回のシンポジウムの継続論議として有益な前進につながるのではないと思われる。

2 和歌山タイワンザル問題への取り組み

ニホンザル以外の *Macaca* 属のサルが、日本列島で群れをなして生息している事例の一つが、和歌山のタイワンザルです。霊長類保護委員会では、この事態にどう対処するか、予備調査や情報収集を行なってきました。

1998年4月に日高郡高津村で捕獲されたハナレザルオス個体の遺伝子解析の結果、タイワンザルとニホンザルとの混血個体が確認されました。これを受けて、流出母群である和歌山市と海南市の地域に生存しているサル個体群の実態調査を、和歌山県と協力して実施することになりました。

1999年7月と11月に、2回に分けて調査を行ないました。その結果、少なくとも2群、170頭から200頭が生息していることが明らかになりました。尾の長さには、ニホンザル程度の短いものから、タイワンザルのように長いものま

で、みにも早にも多様な変異がみられ、複雑な混血がかなり進んでいると判断されます。この調査結果を受けて、以下の要望書を和歌山県と環境庁へ提出しました。ニューズレターでは、和歌山県宛の要望書のみを転載しますが、環境庁への要望書もほぼ同文の内容です。

国や県とも協力しながら、この問題の解決を図っていきます。和歌山の問題に限らず、青森県下北半島のタイワンザル問題、千葉県房総半島南端白浜の外国産マカカ属の群れ問題など、まだまだ多くの問題があります。霊長類に限らず、外来種の移入問題は生物多様性の保護のなかで緊急の課題となっています。他の関係する学会などとも連携しながら、具体的で成果のあがる保護活動を続けていきたいと考えています。

(霊長類保護委員会)

日本霊長類学会・霊長類保護委員会
理事（保護担当） 和秀雄、大沢秀行、丸橋珠樹

平成 12 年 2 月 5 日

和歌山県で野性化している‘タイワンザル’の排除に関する要望書

和歌山市大河内、黒岩地区および海南市高津、孟子、阪井、小野田地区にタイワンザルらしい群れが存在し、同地区の農作物に被害を与えているという情報によって、農作物への被害問題の重要性もさることながら、日本霊長類学会・霊長類保護委員会としては、周辺に生息するニホンザルとの混血によるニホンザルの遺伝子かく乱の問題に、とくに大きな関心をもっていました。

1998 年 4 月、和歌山県の調査によって、上記の地区とはやや離れた日高郡中津村においてタイワンザルとニホンザルの混血個体（ハナレザル・オス）が捕獲されたことにより、ニホンザルのタイワンザルによる遺伝子かく乱が、たんなる、‘危惧’や‘可能性’の問題ではなくすでに現実のものになっていることに、私たちは強い危機感を抱いています。

その後、混血等の実態を把握するために行われた 1999 年 7 月および 11 月の一斉調査において、上記地区内に、それぞれの群れの中にニホンザルとの混血と思われる個体を含む‘タイワンザル’の群れがおそらく 2 群、合計 170 頭～200 頭が存在すると推定され、緊急の対策を必要とする事態に至っています。

このまま放置すれば、事態はさらに深刻になります。群れを放置すればするほど、群れから離脱・放散していくタイワンザルまたは混血オスが増加し、これらのオスがニホンザルのメスと交配してニホンザルの群れの中でも混血個体ができることは、ニホンザルの遺伝子かく乱が、和歌山県にとどまらず、紀伊半島全域、やがては日本全国に波及していくことを意味します。そのような事態が進行すれば、日本の固有種であるニホンザル遺伝子のかく乱はとどまるどころを知らない事態となります。これが、緊急の対策を必要とする所以であり、問題が発生している地域が主体的に対応すべき問題であると考えます。

現在最も緊急に求められる対策は、上記地域の‘タイワンザル’の群れの全頭捕獲による全頭排除であり、これによって、新たな離脱を絶つことができます。また、このことが、問題になっている農作物被害を根絶することにもつながることは、いうまでもありません。

私たちは、和歌山県が、上記地区に生息する‘タイワンザル’の群れの捕獲・排除事業を緊急に実行してくださるよう、強く要望いたします。日本霊長類学会保護委員会も、この事業に対する協力を惜しむものではないことを申しそえます。

なお、同様の内容の文書は、環境庁自然保護局長にも送付いたしました。

以上

3 オランウータンの密輸事件

1999 年 6 月に大阪市のペットショップでオランウータン 4 匹が発見された事件が、新聞などで大きく報道された。事件の関係者らは、種の保存法違反で公判中であり、なかには実刑判決

が下った者もいる。これら 4 匹のオランウータンは、原産国であるインドネシアへ返還された。霊長類保護委員会として、意見書を提出するなどの迅速な対応ができなかったことを反省して

います。

霊長類の日本への輸入に関しては、伝染性疾患の観点から輸入規制が強化され、また、動物の飼育に関係する法律も改正されています。霊

長類の輸出入問題、飼育や放獣などの問題、野外で生存している外国産霊長類の群れ問題など、数多くの問題にも取り組んでいきます。

(霊長類保護委員会)

4 第八次鳥獣保護計画改訂への意見書

1999年に鳥獣保護法が改正されるにあたって、保護担当理事3名の連名で以下のような意見書を、昨年9月環境庁からの国民意見聴取に対して提出した。この改正では、二つの点がポイントであった。一つは、「特定鳥獣保護管理計画」制度が設けられたこと、二つ目は、鳥獣保護行政における国と地方の役割を「地方分権」の流れのなかで整理した点である。改正にあたって委員の一人となっている、渡邊理事からの情報や改正作業内部での議論の報告を受け、保護担

当理事間で議論した。その結果、ニホンザルの全国的な視野に立った保護管理が必要であるとの視点から、また、現行の有害鳥獣駆除の問題点などを検討し、八次の基準改訂原案に対する意見書を提出することとなった。法律改正後、ニホンザルを「特定鳥獣保護管理計画」の対象種とするにあたってのマニュアル作りが、2000年6月に一応の原案をとりまとめる日程計画で進められている。

第8次鳥獣保護事業計画の基準の改定に関する意見書

1999.9.21.

日本霊長類学会

和秀雄、大沢秀行、丸橋珠樹（保護担当理事）

基本的認識

今回の改訂を受けて、ニホンザルが生息する都府県のすべてが、ニホンザルを特定鳥獣保護管理計画の対象種とするとは考え難い。そのため、さまざま歯止めの項目があるにも関わらず、いくつかの都府県や市町村にまたがって生息する個体群が多いニホンザルにおいては、同じ個体群であるにもかかわらず、自治体の間で、保護管理や有害駆除において非常に異なった取り組みが出現するのではないかと危惧される。

この20年間、ニホンザルの捕殺頭数は急激に増加しており、最近では、年間6,000頭ほどにも達している。このような現状下では、今回の改訂に伴い、有効で適切な保護管理計画がないまま、有害駆除が被害防除の手段として、安易に広く採用される事態となるのではないかと憂慮している。

また、現在のニホンザルの生息状況については、ほぼ正確に把握している県から、ほとんど情報がない県まであり、全国の生息状況把握には大きな粗密が見られる。保護管理上、最も重要な基礎情報である、全国的に精度が揃った生息状況調査が不可欠である。

ところで、今回の改訂作業では、日本の哺乳類相の全国規模での保護管理におけるニホンザルの位置づけが不明確であり、ニホンザルの保護管理を適切に推進するには問題となる記述が、「第4 有害鳥獣の駆除に関する事項」に散見される。

従って、日本全体にわたるニホンザルの種としての適切な保護管理を進めるため、日本霊長類学会は、以下の2点を提案するとともに、以下の改訂案を提出する。

1. ニホンザルの生息状況について、全国的に精度の揃った調査を早急に企画、実施すること。
2. 特定鳥獣保護管理計画の対象種として、シカやクマとならんで、ニホンザルを「第8次鳥獣保護事業計画の基準の改訂の概要」に種として追加すること。

なお、これらの作業に日本霊長類学会は協力を惜しみません。

文言改訂案

「第4 有害鳥獣の駆除に関する事項」のなかの、主として「2 有害鳥獣の駆除についての許可基準の設定」について、以下のような文言改訂を具体的に提案する。

1. ④の捕獲物の処理等の項について

(a) 安楽死について

原案 なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導すること。

改訂案 なお、捕獲個体を致死させる場合は、原則として安楽死によるよう指導すること。

理由 野生ニホンザルを捕殺する方法として、安楽死によることは当然であり、安楽死以外の不適切な方法は用いるべきではない。

(b) 生体実験について

原案 捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、山野に放置することなく、捕獲の目的に照らして適正に処理し、学術研究などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

改訂案 第1段落と第2段落との間に、以下の段落を挿入する。

 なお、生け捕り個体は、原則として実験動物として利用しないこと。

理由 「捕獲物については、……学術研究などに利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。」という段落は、生体実験を推進するという誤解を招きかねない。すでに、霊長類研究所や実験動物学会では、実験動物に関するガイドラインを作成し公表しており、「野生由来の動物は実験動物として、原則として用いないこと」としている。

2. ⑤捕獲情報の収集について

原案 鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲個体の種ごとに、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等についての報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して、捕獲実施者に対し求めること。

改訂案 鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要不可欠な基礎情報を得るため、捕獲個体の種ごとに、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物の処理等について、種の生物的特性に応じた各捕獲個体の捕獲情報カードを作成し、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等して、捕獲実施者に対しできるだけ正確な報告を求めること。

理由 捕獲情報の正確な収集と評価は、科学的保護管理の基礎であり、違法なあるいは不適切な捕獲個体の流通を防ぐ上でも有効である。また、科学的に調整された個体ごとの捕

獲カード利用は、捕獲実施者による、現場での簡便かつ正確な情報収集を可能とする。原則としてすべての個体からの情報を残すことが、有害駆除の効果を判定し、フィードバックする基礎となる。

3. 情報公開について

「2 有害鳥獣の駆除についての許可基準の設定」に、情報公開の項を⑥として新たに追加する。

改訂案 ⑥ 情報公開

都道府県あるいは市町村による有害鳥獣駆除に関する許可事務の執行状況報告および収集された捕獲情報は、駆除実施期間終了後3ヶ月以内に環境庁に報告するとともに、国民に情報公開すること。

理由 有害駆除をより科学的に推進するには、有害駆除に関する情報を速やかに広く国民に公開することが不可欠である。現行制度では、情報の収集がきわめて遅れ、各個体にまでさかのぼって情報を解析することが不可能である。 以上

5 霊長類保護関連物品販売および寄付金の決算報告

霊長類保護委員会前幹事・中川尚史

日本霊長類学会大会開催中の霊長類保護関連物品販売および寄付金の決算のうち、第13回大会から第15回大会までの未報告分をここに報告いたします。また、1998年度には新たな試みとして、本学会大会ではない第17回日本動物行動学会においても物品販売を行いましたので、その際の決算も併せてご報告します。売り上げ、ならびに寄付にご協力頂いた方々はもちろんのこと、販売をお手伝い下さった方々、どうもありがとうございました。また、日本動物行動学会大会時の販売を全面的に取り仕切って頂いた、当学会大会実行委員で日本霊長類学会会員である武田庄平氏に感謝いたします。

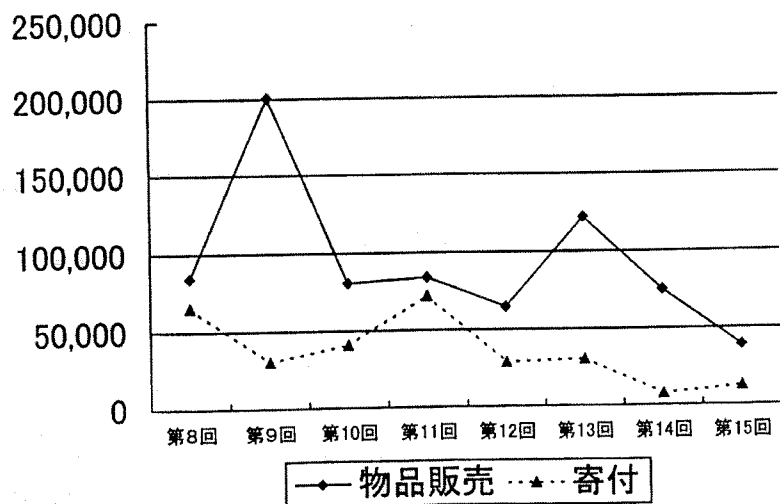
参考までに、私が霊長類保護委員会幹事を務めた過去8年間の大会における物品販売売上額、ならびに寄付金額の推移を図示しておきます。第9回大会時ならびに第13回大会時と新規に物品

を作成・販売した年度には物品販売による収益が急増していますが、それぞれその翌年度にはその効果が失われていることが分かります。特に今年度の第15回大会では、その収益が初めて5万円をきってしまいました。他方、寄付金額にいたっては第11回大会で若干持ち直しているものの、第8回大会以来漸減傾向にあることは否めません。

このような結果となった最大の原因は、物品販売の責任者である私はじめ霊長類保護委員会委員が、魅力が持続する物品を作成できなかったこと、また物品を販売し寄付を募る意欲が低下したことにあると考えられ、反省せざるを得ません。ここに深くお詫びするとともに、会員の皆様におかれましても新委員で臨む来年度以降の物品販売とご寄付にこれまで以上のご協力をお願いいたします。

品目	単価	第 13 回		第 14 回		第 15 回		動物行動学会	
		数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
絵葉書 (類人猿)	400	2	800	0	0	18	7200	5	2,000
絵葉書 (ニホンザル)	400	0	0	0	0	2	800	7	2,800
絵葉書 (マカク)	400	12	4,800	8	3,200	5	2,000	7	2,800
絵葉書 (原猿)	400	12	4,800	10	4,000	10	4,000	14	5,600
絵葉書 (イラスト)	200	29	5,800	6	1,200	3	600	11	2,200
テレカ (イラスト)	650	6	3,900	5	3,250	0	0	11	7,150
テレカ (テナガ)	800	36	28,800	15	12,000	4	3,200	4	3,200
テレカ (ニホンザル)	800	42	3,3600	24	1,9200	4	3,200	6	4,800
リュースラベル (テナガ)	200	19	3,800	19	3,600	4	800	7	1,400
ボールペン	120	21	2,520	26	3,120	16	1,920	8	960
リピタック	500	13	6,500	23	11,500	6	3,000	5	2,500
FD ケース	700	7	4,900	5	3,500	2	1,400	0	0
パイプレスファイル	500	8	4,000	5	2,500	1	500	0	0
クリアファイル	250	66	16,500	24	6,000	13	3,250	29	7250
不明			1,320		2,090		7,230		0
物品販売合計		273	122,040	170	75,160	88	39,100	114	42,660
寄付金		13	7,690	12	30,394	6	12,580	10	1,980

なお、寄付にご協力頂いた方々は下記の通りです。



保護担当理事の連絡先

和秀雄 〒 565-0825 大阪府 吹田市山田丘 1-2 大阪大学人間科学部 生物人類学
tel 06-6879-8055、fax 06-6879-8055

大沢秀行 〒 484-0000 犬山市官林 京都大学霊長類研究所
tel 0568-63-0543、fax 0568-63-0085

丸橋珠樹 〒 176-8534 東京都練馬区豊玉上-26 武蔵大学人文学部
tel 03-5984-3847、fax 03-5984-3880

編集・発行

日本霊長類学会霊長類保護委員会

ニューズレター担当

和秀雄、大沢秀行、丸橋珠樹

連絡先

〒 484-8506 犬山市官林 京都大学霊長類研究所
tel 0568-63-0567、fax 0568-63-0085
